

1 2 月 1 4 日 (第 4 号)

平成30年豊能町議会12月定例会議会議録目次

平成30年12月14日（第4号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開議の宣告	……………	4
（常任委員会委員長報告・質疑・討論・採決）	……………	4
第54号議案	大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う 関係条例の整理等に関する条例制定の件	
第55号議案	豊能町国民健康保険条例全部改正の件	
第56号議案	豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域 密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例改正の 件	
第57号議案	豊能町立自動車駐車場条例改正の件	
第58号議案	豊能町立自転車駐車場条例改正の件	
第59号議案	豊能町立野間口老人憩の家条例廃止の件	
第60号議案	池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に 関する規約の廃止に関する協議について	
第61号議案	平成30年度豊能町一般会計補正予算の件	
第62号議案	平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件	
第63号議案	平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定補正予算の件	
第64号議案	豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正 の件	
第65号議案	豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正 の件	

- 第 6 6 号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
- 第 6 7 号議案 平成 3 0 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 6 8 号議案 平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 6 9 号議案 平成 3 0 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

(議案提案説明・質疑・討論・採決)

第 6 7 号議案	平成 3 0 年度豊能町一般会計補正予算に対する修正案	1 8
第 1 号議会議案	森林防災事業施策の充実に関する意見書の件	1 9
第 2 号議会議案	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件	1 9
副 町 長	あ い さ つ	2 1
閉 会 の 宣 告		2 2

平成30年豊能町議会12月定例会議会議録（第4号）

年 月 日 平成30年12月14日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	橋本 謙司	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克	12 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

副 町 長	乾 晃夫	教 育 長	新谷 芳宏
総 務 部 長	内田 敬	生活福祉部長	上浦 登
建設環境部長	上畑 光明	上下水道部長	板倉 廣幸
教 育 次 長	南 正好		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	立川 哲也
書 記	田中 尚子		

議事日程

平成30年12月14日（金）午後1時00分開議

- 日程第 1 第54号議案 大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う
関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第55号議案 豊能町国民健康保険条例全部改正の件
- 第56号議案 豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域
密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例改正の
件
- 第57号議案 豊能町立自動車駐車場条例改正の件
- 第58号議案 豊能町立自転車駐車場条例改正の件
- 第59号議案 豊能町立野間口老人憩の家条例廃止の件
- 第60号議案 池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に
関する規約の廃止に関する協議について
- 第61号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第62号議案 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定補正予算の件
- 第63号議案 平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定補正予算の件
- 第64号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正
の件
- 第65号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正
の件
- 第66号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例改正の件
- 第67号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算に対す
る修正案
- 第67号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第68号議案 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定補正予算の件
- 第69号議案 平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正

予算の件

日程第2 第1号議会議案 森林防災事業施策の充実に関する意見書の件
日程第3 第2号議会議案 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求
める意見書の件

開議 午後1時00分

○議長（橋本謙司君）

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから、12月定例会議の最終日始めたいと思います。よろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第54号議案から第69号議案まで」を議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求めます。

総務建設水道常任委員会、西岡義克委員長。

○総務建設水道常任委員会委員長（西岡義克君）

御指名をいただきました、総務建設水道常任委員会、委員長の西岡でございます。

それでは、委員会報告をさせていただきます。

30年12月6日、午前9時半より開会いたしました。

出席者、6名全員でございます。

それでは、平成30年12月定例会議付託案件について報告させていただきます。

第54号議案、大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件について報告いたします。

提案説明は省略させていただきます。

質疑でございますけれども、まず豊能町職員定数条例の水道事業の職員11名とは上下水道関係だけなのか、職員数なのかという質問に対して、そのとおり上下水道だけの職員でございます。11人でございますということでした。

次に、身分移管以外にはどのような手続が残っているのかという質問に対しまして、企業団が豊能町へ給水事業を行うため、大阪府への事業認可の変更手続や企業団の条例の改正がありますということでございました。

次に、今後の町や議会への情報提供はどうかという質問に対しまして、町の中に企業団の担当部局を置き企業団との調整を行います。また、企業団の運営協議会に町の職員も出席するので、その者を通じて連携を行いますということでございました。

次に、今年度中に企業団の条例に関する事等で議会との議論ができる場はあるのかという質問に対しまして、議会が企業団の条例について議論できる場は恐らくないでしょうが、水道料金の改定については企業団から町長のほうへ説明があり、町長から議会のほうへ説明することになります。また、必要があれば企業団が直接議会へ説明して意見を伺うこともございます。それ以外のものについては企業団議会での議論になりますという答えでございました。

また、災害時の対応はどうかということに対しましては、企業団の職員の中から応援に行くなど全員で対応いたします。災害時のマニュアルを作成中でございますので地震等の災害時でも迅速に対応できると考えておりますという答えでございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決いたしました。

続きまして、順番は違いますが関係しておりますので水道のほう、第60号議案を続いて審議いたしました。

第60号議案、池田市豊能町上水道に関する事務の委託に関する規約の廃止に関する協議についてでございます。

質疑といたしましては、水道管の上に生えている木が倒れかかっている場合の対応はどこの部署になるのかということに對しまして、現在、上下水道部で持っている資産は全て企業団に引き継がれることとなります。したがって企業団で対応することになります。窓口は、現在上下水道部にあります建物が、仮称でございますが企業団のとの水道センターになりますので、そこで対応しますということでございました。

この件については池田市や企業団との合意はとれているのかという質問に對しまして、池田市、企業団とも合意がとれておりますという回答でございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決いたしました。

続きまして、第57号議案、豊能町立自転車駐車場条例改正の件でございます。

質問といたしまして、廃止後はどのようにする予定なのかという質問に對しまして、条例が廃止されると普通財産になりますが、利用方法については今後検討してまいりますということでした。

また、光風台の駐車場を廃止するに当たって野間口の駐車場を廃止することは検討したのかという質問に對しまして、光風台は利用者が毎年減ってきておるので廃止といたしました。野間口は利用者数に変動がないためしばらく様子を見ようと思っておりますという回答でございました。

また、利用状況や町の維持管理費と歳入のバランスを見て今後どうするのかを考えてもらいたいのかという質問に對して、野間口の自治会に指定管理をしてもらうことも考えましたが、野間口に移管すると駐車場を整備してほしいという要望も出てくる可能性があります。そうしますと多額の費用がかかりますので、しばらくは現状のまま維持し、利用台数が減ってくれば検討

したいと思いますという答弁でございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決いたしました。

続きまして、第58号議案、豊能町立自転車駐車場条例改正の件でございます。

質疑といたしましては、ときわ台駅の地下駐車場を開いている間は今と同じように管理人を配置するのかという質問に對しまして、今と同じように管理人を置きます。管理人がいない間は地下駐車場は施錠しますので地上の第2駐車場を使用してもらうことになっておりますという答弁でございました。

また、光風台自転車駐車場もときわ台自転車駐車場と同じ運用をするのかという質問に對しまして、光風台自転車駐車場については来年4月より完全に無料化・無人化になりますという答弁でございました。

また、光風台自転車駐車場は老朽化しているが、無人化した後の安全対策はどうなっているのかという質問に對しまして、危ない箇所はできるだけ駐車をしないようにします。また、4月以降シルバー人材センターに朝夕30分ずつ見回りをしてもらいます。その中で異常があれば連絡してもらいようにしますという答弁でございました。

次に、人の目がなくなると駐車場は乱雑になったり治安が悪くなったりすると思うのですが、防犯カメラを設置するなどの防犯対策はどうするのかという質問に對しまして、4月からシルバー人材センターに通勤時間帯に見回りをしてもらい、駐輪指導を行います。防犯カメラについてはときわ台と妙見口の駐車場に設置し、光風台の駐車場には既に一部の防犯カメラはついていますが、どうするかあわせて検討してまいりますという答弁でございました。

次に、ときわ台自転車駐車場に関する部

分の施行日が7月1日から延びることはあるのかという質問に対しまして、現段階では延びることはまずないと思いますという答弁でございました。

次に、工事費用が増額になることはないのかという質問に対しまして、木を切ったりする、本来町がしなくてはならない工事も能勢電にしてもらっているのので、費用が増額になることはありませんという答弁でございました。

また、ときわ台の地下駐車場は6月末までが有人だが、無料ということかという質問に対して、委員のおっしゃるとおり無料でございますということでございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決いたしました。

次に、第61号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）でございます。

質問は、まず、今年度中に自転車駐輪場の防犯カメラの設置工事は終わるのかという質問に対して、場合によっては翌年度に繰り越しになるかもわかりませんが、工事を進めていきたいと思っておりますという答弁でございました。

また、除去費用が補助の対象となる民間のブロック塀はどのようなブロック塀かという質問に対しまして、道に面しているものや公園などの公共施設に面しているものが対象となります。家と家との間のブロック塀は今回の対象とはしておりませんという答弁でございました。

また、民間のブロック塀の補助について受益者の個人負担は幾らぐらいになるのかという質問に対しまして、撤去費用の8割が補助の対象であり、15万円が上限になりますという答弁でございました。

また、パイプハウスの補助金の対象件数は4棟とのことだが何名かという質問に対

して、2名でございますという答弁でございました。

また、パイプハウスを設置したときの自己負担額は1割だが、そのことを設置者のほうは納得しているのかという質問に対しまして、建設費と解体費を合わせて1,435万円になり、その1割の143万円程度が自己負担になります。概要を説明し承知していただいておりますという答弁でございました。

次に、繰越明許費の耕地災害復旧事業で土石流の件も入っていると思うがその対応状況はどうなっているのかという質問に対しまして、災害査定が10月に終わりました、測量業務と実施設計業務の発注に向けて動いています。測量業務については8割程度終わっております。実施設計業務は一般競争入札が不調に終わったため随意契約をしようと思っておりますが、まだ業者は決まっておりません。水路や農地については土砂がかぶってしまい、被災しているかの確認ができないため、まず土砂を取り除く工事を行い、被災していれば近畿農政局に改めて申請する予定でございますという答弁でございました。

討論なし。挙手全員で可決いたしました。

続きまして、第64号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件でございます。

質問でございますけれども、6月期と12月期の支給月数を同じにした理由は何なのかという質問に対しまして、算定となる在職期間がいずれも6カ月のため、同じ6カ月であればその支給月数も同じにしようという趣旨でございますという答弁でございました。

また、この案はただ単に人事院勧告のっとなって提出されたものかという質問に対して、以前から国の人事院勧告を尊重して

いますし、政令指定都市を除く他の団体も人事院勧告に従っていると認識をいたしておりますので、町長も人事院勧告を尊重されたものと思っていますという答弁でございました。

次に、第三者委員会を立ち上げるべきではないかという質問に対して、第三者委員会を立ち上げる考えはありません。若い職員が多かったときは人件費比率も低かったのですが、職員が高齢化するにつれて人件費比率が上がっていったという経緯があります。ただ、定年前の職員が退職すると新たな若い人を入れていきますので、将来的には人件費比率も下がってくるものと認識していますという答弁でございました。

次に、もっと前向きに仕事をしないとこの町は潰れてしまうのではないかという質問に対して、平成22年から給与カットし、平成15年から管理職手当はカットしてきましたが、平成29年4月からもとに戻しました。基金残高も10億円から30億円以上にふえました。職員も非常に町の財政に協力してくれたと思っています。何も職員は人事院勧告に甘んじてやってきたというわけではありません。これまでも下げるときは下げるといって、退職手当もそうですが常に国に準じて常にやってきました。都市と町村の仕事の数は変わらないのたった170人の職員でやっているということを見ると職員は頑張っていると思いますので、そのような目で見ていただけたらと思います。これからも職員一丸となって目標に向かって頑張っていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたしますという答弁でございました。

また、期末手当の改定による1人当たりの影響額は幾らになるのかという質問に対して、1人当たり平均2万2,000円から2万3,000円になりますという答弁でござ

いました。

討論でございます。まず反対討論。

人事院勧告は労働基本権制約の代償措置として、民間企業との比較において一般職の国家公務員の給与について人事院が国会及び内閣に対して給与を勧告するものであります。豊能町では人事院にかわって議会と町長が地方公務員法第14条に基づいて情勢適応の原則に従い適切な措置を講じなければならぬということになっています。これは強制ではありません。今、豊能町的情勢は人口減による税収減、人件費が町税を上回っている現状、また、豊能町のダイオキシン問題も未解決、小中一貫校への対応による未曾有の財源の必要性も斟酌しなければならぬ。人事院勧告に準じてというような安直な受けとめ方ではなく、今回の人事院勧告を一つの起爆剤として、頑張る職員が報いられる給与体系を確立することが肝心である。そして住民に対して深い理解を得るようなことが大切である。よって、第64号議案には反対する。

次に、賛成討論であります。

職員数は減る傾向にあるが、それに反して事業数は逆にふえる経過にある。また、職員が頑張っている部分も見ている。そのためこの案件には賛成する。

続いて賛成討論であります。

職員の士気を高めること、他市町村に見劣りしない給与体系を確立することも非常に重要であると思う。ただ、あえて苦言を呈するならば、職員の士気を高めるということに対して、職員の意識も取り組みも徐々には変わってきていると感じるが、まだまだ住民目線の改革も必要ではないかと感じている。また、他市町村に見劣りしない給与体系を確立することについても、新規採用の時点でしっかりとさらに有能な職員の採用をしていただきたいと思います。

やはり住民の目というものがあるものと考えておかなければならないと思う。町としても職員はしっかりと頑張っているという胸を張れるような立ち振る舞い、また、施策の立案等を期待して賛成討論とする。

以上、採決いたしまして、賛成多数で可決いたしました。

次に、第65号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件でございます。

質問といたしましては、町長・副町長・教育長それぞれの影響額は幾らになるのかという質問に対しまして、町長が約12万円、副町長が約12万円、教育長が約11万円ですという答弁でございました。

次に、町の状況を考えた場合、この議案を提出するかどうか考えなかったのかという質問に対して、この議案を上げるときに町長と話をしましたが、人事院勧告があった年は一般職、特別職、議員の3点セットで議案を提出してきましたので、この条例改正についても議会に判断を委ねるということで提出いたしましたということでございます。

討論。まず反対討論。

特別職の給与は人事院勧告には全く関係がない。また、豊能町には国家公務員に給与勧告をする人事院制度、地方公務員に給与勧告をする人事委員会制度もない。豊能町では人事院にかかわって議会と町長が地方公務員法第14条に基づいて情勢適応の原則に従い適切な処置を講じなければならないということになっています。これは強制ではありません。給与勧告をする立場にある者がみずからの給与をみずからに勧告をするという本末転倒な便乗勧告は御法度であります。これは到底住民の深い理解が得られるものではありません。よって、第65号議案には反対いたします。

採決をいたしまして、挙手多数で可決いたしました。

次に、第66号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件でございます。

質問事項、議長・副議長・各議員の影響額は幾らになるかという質問に対しまして、議長は6万5,000円、副議長は5万7,000円、議員は5万2,000円になりますということでございました。

討論、反対討論でございます。

人事院勧告は議員の報酬には全く関係がない。無意味である。提案理由の理解にも苦しむ。特別職同様、給与勧告する立場の議員がみずからの手でみずからの期末手当を決定するのは邪道である。支離滅裂である。信念のないこそくなものであり問答無用である。豊能町議会議員としてこのような厚顔無恥なことはできない。よって第66号議案には反対いたします。

採決いたしまして、賛成多数で可決いたしました。

続いて、第67号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の件であります。

質疑は、なしでございます。

討論は、反対討論。

これまでに反対討論した人事院勧告に関する議案の裏づけの予算になります。今回の人事院勧告に関する議案の最大の欠点は地方公務員法第14条の情勢適応の原則にのっとり勧告ができていない点にあります。国には人事院なり年次報告書を提出する事務能力、学識経験者による勉強会の開催等々の機能があります。したがって、おおむね情勢適応の原則にのっとり人事院勧告が可能と思われております。しかし豊能町にはそれにかわる附属機関、いわば町長、議会の機能が果たされていない。そのため職員に対して情勢適応の原則による適

切な審議対応ができていない。第64号から第66号議案同様、長期に多面的・根本的に考えなければならない。長期的に将来の職員のあり方を考え、根本的な豊能町独自の人事院制度の確立が求められています。そのための学識経験者による第三者委員会の立ち上げは基本中の基本であります。そして徹底した情報公開を執行する中で、行政各部において多くの職員がそれぞれの職務を通じて豊能町民を支えていることを知らしめ、町民の深い理解を得ることをしなければならない。よって第67号議案には反対する。

採決いたしましたして、挙手多数で可決いたしました。

次に、第69号議案、平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件であります。質疑なし。討論なし。挙手全員で可決いたしました。

以上、午後1時37分をもって閉会いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本謙司君）

ありがとうございました。

次に、福祉教育常任委員会、小寺正人委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（小寺正人君）

平成30年豊能町議会12月定例会議福祉教育常任委員会の報告を行います。

平成30年豊能町議会12月定例会議付託案件について、常任委員会は平成30年12月7日金曜午前9時30分、開会いたしました。

出席委員は小寺正人委員長、管野英美子副委員長、永谷幸弘委員、秋元美智子委員、高尾靖子委員、川上勲委員、以上6名でございます。委員外出席は橋本謙司議長でございます。

それでは、第55号議案、豊能町国民健

康保険条例全部改正の件についてでございます。

提案説明は以下省略させていただきます。質疑に移ります。

保険料の滞納徴収について詳細説明をという質問でございます。これに対しまして、保険徴収の滞納については保険税では5年であるが保険料では2年となりますという答弁です。

次に、保険税から保険料方式となった経緯はどのようになっているのかという質問に対しまして、大阪府内において現行39団体が保険料、4団体が保険税を採用している。この結果から保険料への移行となったと考えられますという答弁でございます。

次に、保険料の徴収率が下がった場合の対応策を考えているのかという質問に対しまして、2年という期間になりますが、努力して取り組みますとの答弁でございます。

次に、現在、保険税の徴収は期限内に行われているのかという問いに対しまして、ほぼ期限内に行えていますという答弁でございます。

次に、今後も滞納を逃さないようにしていただきたいという要望に対しまして、さらに努力して取り組みますという答弁でございます。

次に、標準保険料率はどのようになるのかという質問に対しまして、平成31年度から平成35年度までは激変緩和措置をもって現行どおり行う。平成36年度以降、大阪府下統一の保険料となりますという答弁でございます。

大阪府下統一となった場合は、値上げとなるのかという質問に対しまして、今後の見通しとしては給付費も増加しますし保険料も値上げとなる見込みです。いかに病気にならないかという取り組みが必要であり、料金値上げをいかに抑えていくかというこ

とが重要であると考えていますという答弁でした。

次に、保険料の滞納者に対して徴収が厳しくなるのではないかとこの質問に對しまして、年数が2年になっても賦課方式には変わりがなく、徴収が特に厳しくなるというものではありませんという答弁でございます。

次に、法定外繰入はどのようになるのかという質問に對しまして、豊能町では法定外繰入は行っていないという答弁でございます。

保険税から保険料へ4団体移行する模様であるが、移行する期限、府下での移行状況はどのようなものであるかという質問に對しまして、平成31年4月より豊能町は実施いたします。期限は平成36年度までであり、現在、保険税を採用している4団体も平成36年度までに必ず移行されるとの答弁でございました。

次に、平成36年度まで余裕があるなら、特に急がず大都市の動向を見てからでもよいのではないかとこの質問に對しまして、国保システム変更が必要であり、タイミング的にクラウド化を行う前に移行しておく方がスムーズに行える。また、現時点では26万円程度で行えるため、平成31年4月実施を目指していますとの答弁でございます。

討論、1件ございました。

高齢化社会に向けて国民健康保険料は下げていくべきとの判断から反対いたします。

採決、賛成多数で可決されました。

次に、第56号議案、豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例改正の件でございます。

質疑といたしまして、新たに位置づけら

れた共生型サービスとはどういうものかという質問に對しまして、障害福祉のデイサービスを受けられていた方が65歳になったときに障害福祉サービス、介護保険サービスのどちらかを選択されるかといったことから、新たに共生型サービスというものを設けて引き続き同様のサービスを受けられるようにしたものですとの答弁です。

次に、本町で実際に共生型サービスを使える施設はあるのかという質問に對しまして、障害福祉デイサービス施設は1カ所あります。現在65歳以上の利用はありませんという答弁でございました。

次に、地域包括ケアシステムの強化の効果は出るのかという質問に對しまして、共生型サービスの周知と地域包括ケアシステムとともに一生懸命取り組んでまいりますという答弁でございます。

次に、事業がうまくいかなかったとき、事業者が撤退する心配はないのかという質問に對しまして、介護保険等全般において制度を動かしていく上で全国的に介護人材が少ない状況、サービス提供の不足とならないように人材についても施策を吟味し調整していきたいとの答弁でございました。

討論なし。採決、全員賛成で可決されました。

次に、第59号議案、豊能町野間口老人憩の家条例廃止の件でございます。

質疑として、野間口老人憩の家を閉鎖してふれあい文化センターへ移行するに当たり条件等はあったのかという質問に對しまして、町から3案を提示してきました。ふれあい文化センターを改修して野間口老人憩の家とふれあい文化センターの2館を統合する方向となりましたという答弁でございます。また、ふれあい文化センターの運営委員会と地元自治会との協議により詳細の決定を行っていったという答弁でございます。

ます。

野間口老人憩の家閉鎖後の町の対応はどうするのかという質問に対しまして、町のほうで廃止後は普通財産として町で管理するということになります。今後は民間活用などによる既存建物の有効活用等協議をしていくことになるとの答弁でございます。

次に、野間口の自治会活動は町がふれあい文化センターを貸すということになるのか。使用料は徴収するのかという質問に対しまして、従来どおりふれあい文化センターを使用します。無料での使用となりますという答弁でございます。

次に、平成27年度から財政健全化推進プランについて実行が延びた理由はという質問に対しまして、2館の統合は平成25年の財政再建計画から財政健全化推進プランに引き継がれたが、協議が進まず、平成27年度に3提案を示し、老人憩の家を自治会へ無償譲渡について提案したが辞退されました。最終的に平成31年3月に期限を切って提案を行った結果こうなりましたという答弁でございます。

討論なし。採決、全員賛成で可決されました。

次に、第61号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）でございます。

質疑といたしまして、就学援助事業の扶助費について支援の件数はどの質問に対しまして、就学支援を10件程度見込んでいますとの答弁でした。

次に、老人憩の家・ふれあい文化センター2館統合後のふれあい文化センターの改修費については町が負担していくのかとの質問に対しまして、町立の施設のため、町が負担して改修を行うものととの答弁です。

次に、町の施設という点からふれあい文化センターも使用料を設定すべきではないかという質問に対しまして、公民館も同じ町の施設であるが設置について法律の体系の違いがある。社会福祉法に基づく公共施設であるふれあい文化センターは人権尊重の社会の実現に向け設置条例を設け、基本的には使用料については無料となりますという答弁でございます。

次に、ふれあい文化センター・野間口老人憩の家改修の内容と費用についてどうなっているのかという質問に対して、2館改修によるものとエアコン更新改修195万円程度、エアコン更新453万円程度を見込んでいるとの答弁でございます。

普通教室とは小学校の場合空き教室も含んでいるのか。エアコンについて小学校の設置状況はどうなっているのかという質問に対しまして、現在、小学校の普通教室のエアコン設置はありません。来年使用する予定の教室に支援等の1教室を合わせて設置を予定していますという答弁でございます。

吉川・光風台小学校の光熱水料費及びエアコン設置後の費用についての質問でございます。吉川・光風台小学校についてはプールでの水量使用が増加となっています。空調費用の試算についてはまだ行えてはいませんという答弁でございます。

次に、ふれあい文化センターの改修、エアコン設置について、そして工期についてはどうかという質問に対しまして、エアコンについては夏までに行い、4月には2館統合されるので、改修についてはできるだけ急ぎたいという答弁でございます。

次に、小学校・幼稚園のエアコン設置の工期はどうなっているのかという質問に対しまして、小学校・幼稚園の空調についても来年の夏までを目指していますとの答弁

でした。

次に、小学校・幼稚園の空調についての繰越明許費はリース、設置、どちらに当たるのかという質問に対しまして、今回は整備工事に当たるという答弁でございます。

リースと設置についての費用対効果の判断はされましたか。リースは国庫補助の対象に当たるのか。4年間における判断はされましたかという質問に対しまして、リースは国庫補助対象になっています。比較判断をした上で設置をするということになりましたという答弁でございます。

次に、パソコンのシステム導入に867万円の増加となっている債務負担行為補正について事前にわからなかったのかという質問に対しまして、使用を予定していた古いパソコンが結果的に更新が必要との判断となったためですという答弁でございます。

次に、プールの消防水利についての考えはという質問に対しまして、常に満水にしておく義務はありません。プールの状況は消防へ報告を行っています。現在、満水を維持することは費用面から難しいが、状況を見て判断していきます。改修については原因が特定されるものに関しては改修を行っているが、原因が特定できないものもありますという答弁でございます。

次に、小学校のエアコン設置について普通教室以外の設置予定はないのかという質問に対しまして、普通教室を主と考えているという答弁でございます。

討論なし。採決、全員賛成で可決されました。

次に、第62号議案、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件でございます。

質疑といたしまして、システム改修の補助が100%であれば先に延ばしてもよいのではないかという質問に対しまして、大

阪府から限られた財源の中から補助であるのでタイミングを逃すと補助を受けられなくなることも考えられるとの答弁でございます。

討論1件ございました。

第55号議案にて条例改正に反対していることからシステム改修についても反対いたします。

採決は賛成多数で可決されました。

次に、第63号議案、平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件に移ります。

質疑といたしまして、給付準備金の積立について総額はどれくらいになっているのかとの質問に対しまして、今回分を計上すれば残高は4億2,900万円ほどとなりますとの答弁です。

次に、積立の目的はどの質問に対しまして、高齢化を見据え今後の保険料の抑制を図るために積み立てているものです。介護予防にも役立てていきたいとの答弁でした。

次に、入浴サービスなどに積立を使用することはできないのかという質問に対しまして、保険介護事業の中で利用するものですとの答弁でした。

討論なし。採決、全員賛成で可決されました。

次に、第68号議案、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件でございます。

質疑なし。討論なし。採決は全員賛成で可決されました。

以上で委員会に付託された案件は全て終了しました。

以上で委員会は12時ちょうどで閉会いたしました。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

ありがとうございました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということ、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

それでは、第54号議案から第63号議案までの10件に対する質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本謙司君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。54から63ね。

高尾靖子議員。

○10番(高尾靖子君)

日本共産党の高尾靖子でございます。

55号議案についてと62号議案について反対討論いたします。

第55号議案、国民健康保険条例改正の件です。

厚生労働省のガイドラインに国保の統一保険料率設定への懸念について記しています。納付金及び標準保険料率の算定方法について平成30年度から一斉に都道府県内の保険料水準を一本化させることは多くの地域において被保険者の保険料負担の急変を招く。また、拙速な統一保険料率の設定は被保険者への影響が大きいと想定しています。これまで市町村が独自に対応してきた保険料軽減措置や一般会計からの繰入ができないなど問題が出ています。保険料率に向けた6年間の激変緩和措置が終了すれば、医療費適正化や収納率向上対策が強化されます。人間ドック補助など廃止される懸念も出てきます。国の責任と財政支出を極力抑え、その分を都道府県と市町村に押しつけようとしている条例改正です。

第62号議案、平成30年度国民健康保

険補正予算の件は、本件は第55号議案のシステム改修補正予算であり、賛成できません。

以上で反対討論といたします。

○議長(橋本謙司君)

ほか、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本謙司君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第54号議案、大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第55号議案、豊能町国民健康保険条例全部改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:1)

○議長(橋本謙司君)

起立多数であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第56号議案、豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第57号議案、豊能町立自動車駐車場条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第58号議案、豊能町立自転車駐車場条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第59号議案、豊能町立野間口老人憩の家条例廃止の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第60号議案、池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に関する規約の廃止に関する協議についてに対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第61号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第62号議案、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立10：1）

○議長（橋本謙司君）

起立多数であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第63号議案、平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第63号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第64号議案から第66号議案までの3件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本謙司君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論あれば先お願いします。

西岡義克議員。

○11番(西岡義克君)

11番・西岡でございます。

第64号議案、豊能町一般職の給与に関する条例改正の件に対する反対討論をいたします。

御承知のごとく、人事院勧告制度は労働基本権制約の代償措置として、民間給与との比較において一般職の国家公務員の給与を人事院が国会及び内閣に対して給与勧告をするものであります。豊能町では御承知のように、人事院にかわって議会と首長が地方公務員法第14条に基づいて、情勢適応の原則に従い適切な措置を講じなければならないということになっております。ただしこれは法的には何ら地方公共団体を拘束するものではありません。何度も進言しておりますが、今、人事院勧告に準じてというような安直な受けとめ方ではなく、今回が最後の人事院勧告と受けとめ、頑張る職員が報いられる給与勧告体制を確立することが肝心であります。行政が地方分権を声高に唱えるのであれば、間違っても折助根性ではなく、誠心誠意町民に尽くすシビックプライドを醸成することです。ちなみに折助根性とは、骨惜しみをして人の目を盗んで怠けようとする根性を言います。早急に、頑張る職員のための給与勧告制度を確立し、職員が住民に対して職責を通じて深い理解と感謝を得られるような体制づくりが緊急に望まれます。しかし残念ながら、いまだその対応が見られません。

よって、第64号議案には反対いたします。常識ある議員諸侯の御賛同をお願いい

たしたいと思います。

続いて第65号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件に対する反対討論をいたします。

人事院勧告に準じて町長・副町長・教育長の期末手当を上げるというのですが、特別職の給与は人事院勧告には全く関係のないものであります。また、豊能町には国の人事委員制度も大規模自治体にある人事委員会制度もないわけでありまして。そして職員の給与勧告は人事院にかわって首長と議会によって給与勧告をするというものでございます。町長は自己の期末手当をみずから提案する前に、豊能町の現状把握、状況分析をすべきであります。今、壊滅的人口減少による町民税の激減、経常経費の急増による経常収支比率の悪化、また、依存財源である地方交付税の減少傾向等も対応すべきであります。そして持続可能な町運営に向けての財源確保をすべきであります。財政窮乏を心配しての豊能町監査委員からの叱責を重く受けとめ、まずその対策を提案するのが先決であります。

以前にも進言いたしました、下り坂に向かうきざしは最盛期にあらわれ、新しいものの胎動は衰退のきわみに生じるというふうに言われております。ただ、残念ながら順調な時期は気持ちの引き締めがなく、順風満帆、右肩上がりの平和ぼけ行政に陥りがちであります。ダイオキシンの完全処理、町の未来に向けての小中一貫教育等々、未曾有の財源確保が推察される中、今、まさしく新しい胎動を始めるときであります。そしてまず協働して町民の深い理解と感謝の気持ちを獲得すべきであります。

よって65号議案に反対いたします。議員諸侯の御賛同をお願いいたします。

次に、66号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例改正の件

に対する反対討論をいたします。

人事院勧告による一般職の国家公務員等の期末勤勉手当に鑑みて豊能町議会議員の期末手当を上げるということですが、人事院勧告は議員諸君の歳費には全く関係ないものであり、意味不明、問答無用であります。提案理由の理解にすら苦しむものであります。特別職の、職員の給与勧告をする立場の議員がみずからの期末手当をみずからの手で審議決定する理由は果たしてどこにあるのか、邪道であり支離滅裂、信念のないこそくなものであり、厚顔無恥そのものであります。むしろ我々は住民さんの深い理解を得るため特別委員会を設置し、町内の状況情勢を情報収集し、分析・把握した中で職員の労苦に答えることが本分であり、道理であります。地方分権が推進される中、議会も首長も協働して、情勢適応に鑑みて、自立する名誉ある地方自治体に向け住民に対して深い理解を得る確固たる給与勧告制度を提案すべきであります。議員がみずからの期末手当をみずから決めるということは尋常の沙汰ではありません。そんな判断すらできない非常識な議会なら有識者による第三者委員会を立ち上げ権限委譲すべきです。一昨年のように再度小生に大阪法務局へ供託行為をさせないよう乞い願うところでございます。

よって66号議案には反対いたします。常識ある議員の御賛同をお願いいたしますと思います。

次に、67号議案。

(発言する者あり)

○11番(西岡義克君)

ここまでか。6までか。

○議長(橋本謙司君)

次に、賛成討論ありませんか。

秋元美智子議員。

○9番(秋元美智子君)

9番・秋元です。

第64号議案、65号議案、66号議案に賛成の討論をさせていただきます。

いずれも人事院勧告に基づく議案です。人事院勧告は、先ほどからいろいろ触れますように、中立的立場から民間企業と比較して算出されたもので、町はこれまで人事院勧告に準じて給与や期末手当を改定してきました。したがって過去には上がったこともあれば下がったこともあります。給与や期末手当支給に関しましては、先ほど触れました中立的立場から算出された人事院勧告以外に現在目安となるべきものがございません。よって、第64号議案、第65号議案、第66号議案に賛成させていただきます。

以上です。

○議長(橋本謙司君)

次に、反対討論ありませんか。

管野英美子議員。

○5番(管野英美子君)

5番・管野英美子でございます。

65号議案、66号議案に反対の立場で討論いたします。

特別職や議員には勤勉手当という概念がありませんから、期末手当を引き上げる根拠もありません。そして人事院勧告に準拠していませんので、町職員と同様に引き上げることは妥当でないと考えます。

特に66号議案、議員報酬に対して意見を述べたいと思います。

議員報酬は生活を保障するものでなく、職務に対する報酬と位置づけられています。報酬についてはそれぞれさまざまな実態があり、考え方もさまざまです。

引き上げ分をもらうくせに反対するのはおかしいと言われます。議員は選挙区での一切の寄附行為は禁止されていますから、報酬引き上げ分を返上することは認められ

ていません。引き上げ分を供託すれば一定の期間後に国庫に入ってしまうこととなります。最初から議案を出さなければよいのと思っています。私は議員総会でも議案を出さないでほしいと意見も述べています。現在、月額報酬は30万円、政務活動費は月額1万5,000円。ことしの6月は71万5,875円、先日は76万7,625円の期末手当をいただきました。これでよいのです。わざわざ5万2,000円上げることはないでしょう。一般質問でも議員から、また行政からも財政難という言葉を何度も何度も耳にし、私もそれは認識しています。水道料金も上がりました。来年の秋には消費税率が上がります。住民に負担を押しつけるばかりではいけません。どこかの政党の政策ではありませんが、議員みずから身を切る改革を率先しなければならないと思っています。

よって、65号議案、66号議案には反対いたします。議員の皆様の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

次、賛成討論ありませんか。

ほか、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第64号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立10：1）

○議長（橋本謙司君）

起立多数であります。

よって、第64号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第65号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立7：4）

○議長（橋本謙司君）

起立多数であります。

よって、第65号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第66号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立7：4）

○議長（橋本謙司君）

起立多数であります。

よって、第66号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

（発言する者あり）

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

第67号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算に修正の議案を提出したいと思えます。

○議長（橋本謙司君）

ただいま、管野英美子議員から第67号議案に対する修正動議がございました。

この動議には定数の12分の1以上の発議が必要です。

動議に所定の発議者がいますので、成立いたしました。

この際、暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

（午後2時10分 休憩）

（午後2時25分 再開）

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第67号議案に対し、管野英美子議員から、お手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。

この動議は、所定の発議者がいますので、成立をしております。

したがって、この修正案を本件とあわせて議題とし提出者の説明を求めます。

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

5番・管野英美子でございます。

65号、66号議案は可決されましたが私は反対しました。64号議案は賛成いたしましたので、この67号議案の修正を提出させていただきました。

第67号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算に対する修正案。

第67号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

第1条中「5,937千円」を「4,935千円」に、「7,609,043千円」を「7,608,041千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入、款・繰入金、項・基金繰入金の補正額、493万5,000円に修正し、総額を76億804万1,000円とする。

歳出、款・議会費、項・議会費、補正額80万円として、合計1億1,701万9,000円とします。

款・総務費、項・総務管理費、補正額をマイナス755万2,000円として、合計10億2,922万1,000円、総額では12億2,283万7,000円とします。

続いて、次のページの款・教育費、項・教育総務費、補正額をマイナス286万7,000円とし、合計2億5,521万7,000円、総額を10億5,064万1,000円とします。

歳出の合計は、補正額493万5,000円とし、合計76億804万1,000円とします。

第1表は以上のように改めます。

支給に関する項目を修正しています。

以下のページは修正箇所を示しています。御参照ください。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

これより、第67号議案から第69号議案までの3件と、ただいま提出されました第67号議案の修正案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対の方からお願いします。

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

6番・永谷でございます。

第67号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の件の修正案について反対の立場で討論をいたします。

御存じのとおり人事院勧告は、人事行政の最高機関であり中立の第三者機関である人事院が公務員の待遇の改善を政府に求める制度であります。これは公務員がそもそも争議権を剥奪されており、その代償的制度的意味合いももち、官民格差の解消を最大の目的として世の中の景況感等を客観的に判断して勧告するものであります。特別職また議員においては月々の報酬が固定しており、期末手当のみが対象となり、先ほど申し上げました人事院勧告の最も公正であると考えられる判断の中で世の中の景況感と連動するというのはこれだけではありません。

よって、行財政改革の観点から考えるの

であれば、議員においては現在まで実施してきた議員定数の削減等の問題とか、また特別職、議員においてはこれまで実施してきた報酬の減額や、報酬審議会に委ねている本俸などの部分で行うべきであると考えます。

よって、第67号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の件の修正案については反対といたします。

○議長（橋本謙司君）

ほか、賛成討論ありませんか。

ないようでしたら、ほか、反対討論ありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第67号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は、可決であります。

まず、本件に対する管野英美子議員から提出されました修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の方は、起立願います。

（少数起立3：8）

○議長（橋本謙司君）

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の方は、起立願います。

（多数起立9：2）

○議長（橋本謙司君）

起立多数であります。

よって、第67号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後2時34分 休憩）

（午後2時36分 再開）

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第68号議案、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第68号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第69号議案、平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立10：1）

○議長（橋本謙司君）

起立多数であります。

よって、第69号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2「第1号議会議案 森林防災事業施策の充実にに関する意見書の件」及び日程第3「第2号議会議案 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件」について一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

異議なしと認めます。

よって第1号議会議案及び第2号議会議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

永谷副議長。

○副議長（永谷幸弘君）

第1号議会議案、森林防災事業施策の充実にに関する意見書の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第10条の規定により提出する。

平成30年12月14日提出。

提出者、豊能町議会議員、永谷幸弘。

賛成者、同、長澤正秀、同、田中龍一、同、中川敦司、同、寺脇直子、同、管野英美子、同、小寺正人、同、秋元美智子、同、高尾靖子、同、西岡義克、同、川上勲。

本文を朗読いたしまして提案にかえさせていただきます。

森林防災事業施策の充実に関する意見書。

森林は、木材生産機能のみならず、社会的資本として土砂災害防止、地球温暖化防止、水源涵養、生物多様性保全など、多くの公益的機能を有しており、府民・町民の一人一人が森林から様々な恩恵を受けている。

わが豊能町においては、町域面積のうち約65%が森林となっており、町民の生活圏を取り囲むように分布しており、言わば森林と共に暮らしている。

一方、本町の土砂災害防止法の指定状況は、土砂災害警戒区域が409か所、土砂災害特別警戒区域が377か所の計786か所が指定されており、箇所数は大阪府下でも5番に入る状況である。

このような厳しい状況の中、本町の森林は、間伐をはじめとする森林管理作業が停滞し、森林の荒廃が進み、森林が果たしてきた様々な公益的機能、とりわけ森林の保水力が著しく低下している。このことは、今年の7月豪雨、台風20号・21号などにより、本町においても多くの土砂災害や倒木被害が発生したことからも明らかであり、府民・町民の生命と財産を守るためにも、今後、特に防災・減災を目的とした森林防災事業施策の充実が必要である。

つきましては、大阪府において平成28年度から平成31年度までの期間、森林環境税を創設され、自然災害から暮らしを守る取り組みなど、様々な取り組みに尽力さ

れておりますが、その用途について、市町村並びに地元、林業関係者との連携を密にし、地域の要望に即した内容とし、市町村が自主的に取り組めるよう、財源の一部について森林面積、土砂災害防止法の指定などに応じた予算配分を検討するなど、この4年間で終了することなく、従前にも増して森林防災に資する事業を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日。

大阪府豊能郡豊能町議会。

提出先、大阪府・大阪府議会。

以上でございます。

続きまして、第2号議会議案、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第10条の規定により提出する。

平成30年12月14日提出。

提出者、豊能町議会議員、永谷幸弘。

賛成者、同、長澤正秀、同、田中龍一、同、中川敦司、同、寺脇直子、同、管野英美子、同、小寺正人、同、秋元美智子、同、高尾靖子、同、西岡義克、同、川上勲。

本文を朗読して提案にかえさせていただきます。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書。

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した平成14（2002）年の日朝首脳会談以降、5名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ政府認定の12名をはじめとする拉致被害者が北朝鮮に残されたままであり、特定失踪者の消息もつかめていない。

これまで、北朝鮮は、我が国の主権ならびに日本国民の生命・安全に関わる拉致問

題について、極めて不確実な態度をとり続けてきた。平成20（2008）年8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通報により、合意事項が実施されない状況が続いている。

また、北朝鮮は、平成18（2006）年7月に弾道ミサイルを発射した後、国際社会からの再三の警告にもかかわらず、平成29（2017）年9月まで弾道ミサイルの発射を繰り返し、さらに、平成18（2006）年10月から平成29（2017）年11月まで6回にわたり核実験を実施した。

平成30（2018）年6月の米朝首脳会議において、朝鮮半島の非核化の宣言はされたものの、北朝鮮は、1994年の核開発凍結を定めた米朝の枠組み合意など、過去の合意はことごとく破棄されていることも忘れてはならない。

拉致事件の発生から既に40年以上が経過しており、拉致被害者およびその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって国会および政府は、「日朝平壤宣言」の精神に立って、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を一刻も早く救出することを最優先の課題とし、全力を尽くして取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日。

大阪府豊能郡豊能町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣、拉致問題担当大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

ただいま、提案説明が終わりました。両議会議案とも議員全員での提出でありますので、質疑・討論を省略し、一括採決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

異議なしと認めます。

よって第1号議会議案、森林防災事業施策の充実に関する意見書の件及び第2号議会議案、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

異議なしと認めます。

よって第1号議会議案及び第2号議会議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会議に付された事件は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会議は、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本定例会議の閉会に当たり、副町長から挨拶がございます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

平成30年豊能町議会12月定例会議の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本議会に提案させていただきました全て

の案件をお認めいただき、まことにありがとうございました。

町長も、急遽検査入院のため1日しか議会に出席できず、まことに申しわけがなかったと議員の皆様伝えておいてほしいということでした。

ことは6月の大阪北部地震やたび重なる大型台風の被害で、災害復旧費として約6億8,000万円を計上させていただいており、近年にない大きな被害を受けた年であると認識をしております。国の査定も全て終了いたしまして、できるだけ早く本復旧に着手していきたいと考えております。シートス及び図書館の復旧費につきましても早く予算計上ができるよう努めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

平成最後の年末年始となりますけれども、お体に十分気をつけていただき、来る年が豊能町にとりましても皆様にとりましてもよき年となりますことを御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

○議長（橋本謙司君）

これをもって、平成30年豊能町議会12月定例会議を閉じ、散会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後2時48分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第54号議案 大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第55号議案 豊能町国民健康保険条例全部改正の件
- 第56号議案 豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例改正の件
- 第57号議案 豊能町立自動車駐車場条例改正の件
- 第58号議案 豊能町立自転車駐車場条例改正の件
- 第59号議案 豊能町立野間口老人憩の家条例廃止の件
- 第60号議案 池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 第61号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第62号議案 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第63号議案 平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第64号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第65号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第66号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
- 第67号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算に対する修正案
- 第67号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第68号議案 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第69号議案 平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第1号議会議案 森林防災事業施策の充実にに関する意見書の件
- 第2号議会議案 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 11番

同 12番